

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和元年5月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和元年6月20日

大阪府教育委員会

#### ○条例案

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 2 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

#### ○事件議決案

- 1 損害賠償請求事件の控訴の件

#### <参考>

#### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

- 2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>国家公務員について、人事院の定める家畜伝染病（豚コレラ）のまん延を防止するための業務に従事した場合の特殊勤務手当に関する規定が追加されたことに伴い、防疫等作業手当の対象業務を追加する。</p> <p>・家畜のと殺等の業務 1日 380円 等</p> <p>施行日：公布の日</p>
2	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額を改正する。</p> <p>施行日：公布の日</p>

○事件議決案

番号	件名	概要
1	損害賠償請求事件の控訴の件	<p>指導改善研修における府の指導による精神的苦痛に対する損害賠償請求事件の判決を不服として控訴するため、議決を求める。</p> <p>【判決日】令和元年5月27日</p> <p>【判決内容】原告の請求を一部認め、府に6万円及び年5分の金員の支払いを命じる(仮執行宣言付き)とともに、訴訟費用の1/66の負担を求めるもの</p>

大阪府条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前									
<p>(併給禁止) 第二十二條 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>職員の区分</th> <th>手当の種類</th> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>防疫等作業手当（第九條第一項第四号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）</td> </tr> </table>	職員の区分	手当の種類	職員	防疫等作業手当（第九條第一項第四号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）	<p>(防疫等作業手当) 第九條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員（次條第一項に規定する職員を除く。）が、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二條第一項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他の人事委員会規則で定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の業務に従事したとき。</p> <p>三 家畜伝染病予防法第二條第一項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十四條に規定する感染症（以下これを「家畜伝染病等」という。）に關し、人事委員会規則で定める機關於に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務に従事した日一日につき二百九十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる業務 従事した日一日につき二百八十円（著しく危険である業務（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事した場合にあつては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p> <p>三 前項第四号ロ及びハに掲げる業務 従事した日一日につき四百五十円</p>	<p>(併給禁止) 第二十二條 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>職員の区分</th> <th>手当の種類</th> </tr> <tr> <td>職員</td> <td>防疫等作業手当（第九條第一項第三号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）</td> </tr> </table>	職員の区分	手当の種類	職員	防疫等作業手当（第九條第一項第三号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）	<p>(防疫等作業手当) 第九條 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二條第一項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十四條に規定する感染症（以下これを「家畜伝染病等」という。）に關し、人事委員会規則で定める機關於に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 次号に掲げる業務以外の業務 従事した日一日につき二百九十円</p> <p>二 前項第三号ロ及びハに掲げる業務 従事した日一日につき四百五十円</p>
職員の区分	手当の種類										
職員	防疫等作業手当（第九條第一項第四号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）										
職員の区分	手当の種類										
職員	防疫等作業手当（第九條第一項第三号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）										

2   4 (略)	(略)	(略)
2   4 (略)	(略)	に限る。) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第九条の改正規定は、平成三十二年二月六日から適用する。

第28号議案

損害賠償請求事件の控訴の件

河内長野市在住の宝慎吾を相手方とする損害賠償請求事件について控訴する。

令和元年6月6日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文